

第192回藤沢市都市計画審議会

日 時 2025年（令和7年）8月26日（火）
午前10時 開会
場 所 本庁舎5階 5-1会議室

1 開 会

2 会長及び副会長等の選出について

3 成立宣言

4 議事録署名人の指名

5 議 事

報告事項1 藤沢都市計画生産緑地地区の変更について

報告事項2 藤沢市都市マスタープランの改定について

6 そ の 他

7 閉 会

事務局

それでは、定刻より少し早いのですが、委員の皆様がお揃いになられましたので、これより第192回藤沢市都市計画審議会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、本審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

三上部長

開会に当たりまして、計画建築部長の三上よりご挨拶申し上げます。皆さん、こんにちは。計画建築部長の三上でございます。よろしくお願ひいたします。

今日は、ご多用の中、また、危険な暑さの中、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

委員の皆様の中には、人事異動などにより交代で就任いただいた方もいらっしゃいますが、今年7月に委員の改選を行ってから、今回、初めての審議会となります。改めまして、今後ともよろしくお願ひいたします。

本日はこの後、審議会の会長、副会長の選出をいただいてから、議事に入ってまいりたいと考えております。

議事の案件といたしましては、報告案件が2件ということになっておりまして、1件目は藤沢都市計画生産緑地地区の変更について、もう1件が藤沢市都市マスタープランの改定についてとなります。この都市マスタープランの改定につきましては、これまで何度も何度かご報告をさせていただいた案件でございますけれども、今日は1冊の素案としてお手元にご用意をさせていただきました。資料には「素案」と書いてございますが、これはまだ「素案のたたき台」という側面がございまして、ご意見をいただきながら、改めて素案としてまとめていくということが必要だろうと思っております。これにつきまして、本日、ご意見を賜ればと思っております。

本日も、委員の皆様からは多方面からのご意見を賜りますようお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局

それでは、これより審議会に入ってまいりたいと思いますが、お話がありましたように、本日の審議会は、新たな任期での最初の審議会でございますので、会議に先立ちまして、都市計画審議会委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。

お手元にお配りしている座席票の座席に合わせまして五十音順でのご紹介とさせていただきますので、ご了承願います。

藤沢商工会議所常議員会頭代理の相澤委員です。

鶴沼地区から市民委員としてご就任いただいております秋元委員です。

横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授の稻垣委員です。

辻堂地区から市民委員としてご就任いただいております小川委員です。

東海大学建築都市学部教授の梶田委員です。

文教大学国際学部教授の金井委員です。

藤沢市農業委員会会長の齋藤委員です。

藤沢地区から市民委員としてご就任いただいております鈴木委員です。

横浜国立大学名誉教授の高見沢委員です。

藤沢市議会建設経済常任委員会委員長の塚本委員です。

横浜市立大学国際教養学部教授の中西委員です。

東京農業大学地域環境科学部教授の福岡委員です。

神奈川県藤沢土木事務所所長の星名委員です。

藤沢市議会総務常任委員会委員長の松長委員です。

神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部支部長の水落委員です。

小田急電鉄株式会社交通企画部長兼工務部長の宮原委員です。

辻堂地区から市民委員としてご就任いただいております毛利委員です。

善行地区から市民委員としてご就任いただいております渡邊委員です。

以上、19名の委員の皆様になります。今後ともよろしくお願ひいたします。(※神奈川県藤沢警察署署長の有馬委員については、代理出席)

÷ ÷

事務局 次に、会長及び副会長の選出に入りたいと思います。会長及び副会長の選出までの間、事務局において進行を務めさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

藤沢市都市計画審議会条例第5条の規定により、会長及び副会長は、「学識経験のある者につき任命された委員のうちから、それぞれ選挙によりこれを定める。」こととなっております。

それではまず、会長の選出につきまして、どなたか立候補またはご推薦をいただけますでしょうか。

相澤委員 事務局の案をお聞かせいただければと思います。

事務局 ありがとうございます。事務局といたしましては、都市計画に見識が

深く、前回、平成23年の藤沢市都市マスターplanの改定の策定協議会の会長を務めて取り仕切りいただきました後、平成25年の第143回から今年の第191回までの約12年間、本審議会の会長をお務めいただくななど、藤沢のまちづくりに長年にわたりご尽力いただいており、また、藤沢都市計画に精通されている高見沢委員に引き続きお願ひしたいと考えております。

事務局 ただいま会長の選出につきまして事務局の考えをご提案させていただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局 皆様からご異議ございませんので、会長につきましては高見沢委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続きまして、副会長の選出にまいりたいと思います。同じく、どなたか立候補またはご推薦をいただけますでしょうか。

事務局 会長のほうでお考えがございましたらお聞かせいただけますでしょうか。

高見沢会長 会長ということで、私としては、中西委員に引き続きお願ひしたいと考えております。

事務局 ただいま副会長の選出につきまして会長のお考えをご提案いただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局 皆様からご異議ございませんので、副会長につきましては中西委員にお願いしたいと思います。

それでは、高見沢委員におかれましては、会長の席にご移動をお願いいたします。

(高見沢会長・会長席に移動)

事務局 それではここで、会長からお一言いただきたいと思います。高見沢会長、よろしくお願ひいたします。

高見沢会長 会長に選出していただきまして、ありがとうございます。随分長くやっているような紹介をいただき、また、前回の都市マスターplan改定を仕切っていたという話で、これから都市マスターplanを検討しているところに、当時仕切っていた私がいるのも何かなと思いますが、特に今までにこだわらず、皆様のご意見、市民のご意見なども踏まえながら、直接進めている策定協議会もある中で、審議会としてもこれからに向けて、本日、報告事項としてもございますので、審議してまいりたいと思います。

先ほど、部長とお話をさせていただきまして、先日の津波警報のとき、

海岸から人がさつといなくなったということで、とても安心しております。これからは都市マスター プランということで、将来を見据えるとともに、いつ起こるか分からぬ災害という現実的な問題もございますので、そういった点も踏まえて、皆さんからも忌憚のないご意見を賜りながら、この審議会の運営をしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございました。

続きまして、条例第5条第4項の規定によりまして、会長及び副会長がご不在の際等にその職務を代理する者をあらかじめ会長が指名することとなっておりますので、会長のご意向をお伺いさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高見沢会長 2人とも欠けるということは確率が低いかもしれません、稻垣委員にお願いしておりましたが、今回も引き続きお願ひしたいと思います。

それでは、稻垣委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしようか。

(異議なし)

事務局 ありがとうございました。職務代理者につきましては稻垣委員にお願いすることといたします。

事務局 それでは、改めまして、第192回藤沢市都市計画審議会を進行させていただきたいと思います。

ここで、本日使用いたします資料等の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

事務局 よろしければ、お手元の次第に従い、進めさせていただきます。

次第の3、本日の都市計画審議会の成立についてご報告申し上げます。藤沢市都市計画審議会条例第6条により、審議会の成立要件といたしまして、委員の2分の1以上の出席が必要とされております。現在の委員の総数は19名でございます。本日は委員の皆様に出席をいただいておりますので、本日の会議が成立いたしましたことをご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事でございます。

本日は、報告事項2件を予定しております。報告事項1「藤沢都市計画生産緑地地区の変更について」、報告事項2「藤沢市都市マスタープランの改定について」、以上2件となっております。

続きまして、会議の公開に関してですが、本審議会は、藤沢市情報公

開条例第30条の規定により、原則公開としておりますが、会長、いかがでしようか。

高見沢会長 本日も公開としております。傍聴の方はお見えでしょうか。

事務局 本日、傍聴の方はございません。

高見沢会長 いらっしゃらないということですので、進めてください。

事務局 それでは、議事に入りますので、高見沢会長、よろしくお願ひいたします。

÷ ÷

高見沢会長 初めに、本日の議事録署名人を指名させていただきます。お手元の委員名簿の選出区分より、市民委員と学識経験のある委員から指名させていただきます。本日は、秋元委員、相澤委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

÷ ÷

高見沢会長 それでは、次第に基づき議事に入ります。

本日の審議会につきましては、報告事項2件ということでございます。

まず、報告事項1「藤沢都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項1「藤沢都市計画生産緑地地区の変更について」説明いたします。資料1につきましては、本日説明する内容を印刷したものとなります。説明については、スクリーンにて行わせていただきます。

それでは、スクリーンをご覧ください。まず初めに、生産緑地地区の制度について説明いたします。

生産緑地地区は市街化区域内において、緑地機能及び公共施設等の用地に適した多目的保留地機能を有する農地を計画的に保全し、良好な市街地形成に資することを目的に指定するものです。

現行の生産緑地法による藤沢市での最初の生産緑地地区の指定は平成4年となっており、生産緑地地区に指定されると、建築行為等の制限がかかるとともに、30年間の営農の義務が課せられ、他の用途への転用が原則認められなくなる一方、固定資産税等の税制面で優遇措置や相続税の納税猶予制度の適用を受けられるようになります。

続きまして、令和7年度都市計画変更の予定案件についてですが、変更予定箇所は12か所となります。指定から30年経過による廃止は、7か所、約1万1,140平方メートル、死亡による廃止は、4か所、約

6, 630 平方メートル、死亡による縮小は、1か所、約 890 平方メートルとなっております。

生産緑地地区の廃止・縮小につきましては、公共施設等を設置した場合や、①指定の告示日から 30 年が経過した場合、②農業の主たる従事者が死亡した場合、③農業の主たる従事者が農業に従事することを不可能にさせる故障をした場合に、廃止・縮小ができることとなっております。

次に、買取り申出に伴う事務手続きの流れについて説明いたします。買取り申出を受理した日から、1か月以内に市は買取りの判断を行い、市で買い取らない場合には、農業委員会に対して、他の農業従事者へのあっせんを依頼いたします。買取り申出がなされた日から 3 か月が経過しても所有権の移転がない場合、行為制限が解除され、農地以外の土地利用が可能となり、その後、都市計画審議会の議を経て、生産緑地地区の廃止・縮小の都市計画変更を行います。

それでは、廃止に係る生産緑地地区を案件ごとに説明します。

こちらは藤沢市の市域図に廃止する 11 か所の位置を示しております。緑色で示しているところが当初指定から 30 年経過による廃止、青色で示しているところが農業の主たる従事者の死亡による廃止となります。

ここからは、箇所番号ごとに説明させていただきます。初めに、30 年経過による廃止の説明となります。「廃止案件・箇所番号 93」についてですが、図の黄色で着色しているところが当該地となります。農地等の所在地は北部第二（三地区）土地区画整理事業地内 C7 街区 9 画地、都市計画決定面積は 3,330 平方メートル、変更理由は生産緑地地区の指定から 30 年を経過し、土地所有者から買取り申出がなされました。が、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんもかなわず、行為制限が解除されたため、廃止の都市計画変更を行うものです。

こちらの写真が現地の状況です。写真は現地を南西から撮影したものとなっております。

続いて、「廃止案件・箇所番号 436」についてですが、農地等の所在地は辻堂元町四丁目地内、都市計画決定面積は 1,300 平方メートル、変更理由は記載のとおりとなっております。

こちらの写真が現地の状況です。写真は現地を南東から撮影したものです。

次に「廃止案件・箇所番号 489」についてですが、農地等の所在地は川名字清水地内、都市計画決定面積は 500 平方メートル、変更理由

は記載のとおりです。

こちらの写真が現地の状況です。写真は現地を北東から撮影したものです。

次に、「廃止案件・箇所番号 519」についてですが、農地等の所在地は鶴沼松が岡五丁目地内、都市計画決定面積は930平方メートル、変更理由は記載のとおりです。

こちらの写真が現地の状況です。写真は現地を東から撮影したものです。

次に、「廃止案件・箇所番号 520」についてですが、農地等の所在地は鶴沼松が岡五丁目地内、都市計画決定面積は1,780平方メートル、変更理由は記載のとおりとなっております。

こちらの写真が現地の状況です。写真は現地を南から撮影したもので

す。
次に、「廃止案件・箇所番号 521」についてですが、農地等の所在地は鶴沼松が岡五丁目地内、都市計画決定面積は500平方メートル、変更理由は記載のとおりです。

こちらの写真が現地の状況です。写真は現地を北西から撮影したものとな

っております。
次に、「廃止案件・箇所番号 566」についてですが、農地等の所在地は下土棚字諏訪ノ棚地内、都市計画決定面積は2,800平方メートル、変更理由は記載のとおりです。

こちらの写真が現地の状況です。写真は現地を南から撮影したものとな

っております。
次に、ここからは、農業の主たる従事者の死亡による廃止の説明とな

ります。「廃止案件・箇所番号 238」についてですが、図の黄色で着色

しているところが当該地となります。農地等の所在地は石川一丁目地内、都市計画決定面積は1,880平方メートル、変更理由は農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんもかなわず、行為制限が解除されたため、廃止の都市計画変更を行うもの

です。

こちらの写真が現地の状況です。写真は現地を北西から撮影したものとな

っております。
次に、「廃止案件・箇所番号 395」についてですが、農地等の所在地

は白旗二丁目地内、都市計画決定面積は1,830平方メートル、変更

理由は記載のとおりとなっております。

こちらの写真が現地の状況です。写真は現地を南から撮影したものとなっております。

次に、「廃止案件・箇所番号 580」についてですが、農地等の所在地は辻堂太平台一丁目地内、都市計画決定面積は 940 平方メートル、変更理由は記載のとおりです。

こちらの写真が現地の状況です。写真は現地を北から撮影したものとなっております。

次に、「廃止案件・箇所番号 588」についてですが、農地等の所在地は亀井野字上屋敷添地内、都市計画決定面積は 1,980 平方メートル、変更理由は記載のとおりです。

こちらの写真が現地の状況です。写真は現地を西から撮影したものとなっております。

続きまして、縮小に係る生産緑地地区を説明いたします。

こちらは藤沢市の市域図に縮小に係る 1 か所の位置を示しております。青色で示しているところが農業の主たる従事者の死亡による縮小となります。それでは、案件について説明いたします。

「縮小案件・箇所番号 634」についてですが、図の黄色で着色しているところが変更前の当該生産緑地地区となっております。

赤色で着色したところが変更後の当該生産緑地地区です。農地等の所在地は亀井野字不動前地内となっており、都市計画決定面積は当初の 4,060 平方メートルから 3,170 平方メートルへ縮小する生産緑地地区です。変更理由は農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんもかなわず、行為制限が解除されたため、縮小の都市計画変更を行うものです。

こちらの写真が現地の状況です。写真は現地を西から撮影します。

それでは、集計した令和 7 年度都市計画変更の予定案件について説明いたします。

令和 7 年度につきましては、廃止案件 11 件、縮小案件 1 件の計 12 件となります。合計といしましては 11 か所の減、1 万 8,660 平方メートル（約 1.8 ヘクタール）の減となります。下段に記載していますとおり、令和 6 年度からは、箇所数が 451 から 440、面積が約 83.3 ヘクタールから約 81.5 ヘクタールとなっております。

続きまして、「生産緑地地区の推移」についてですが、赤い折れ線が地区数、青い折れ線が面積を表しており、平成 4 年からの数値をプロット

しております。地区数、面積ともに同じ傾向を示しており、平成4年から平成8年までは増加、平成8年以降は減少となっており、平成27年以降は平成4年の数値を下回る状況となっております。

次に、「30年を経過した生産緑地地区の動向について」説明いたします。生産緑地の指定から30年を迎える時点で特定生産緑地への指定が可能となります。特定生産緑地に指定されると、営農の義務、買取り申出ができるまでの期間が10年延長されます。令和4年に指定から30年を迎えた生産緑地は75.9ヘクタールであり、そのうち、令和4年の指定基準日に特定生産緑地に指定しなかった生産緑地は6.9ヘクタールあり、そのうち、今回、廃止を予定している面積は0.7ヘクタールとなっております。令和5年に指定から30年を迎えた生産緑地は2.3ヘクタールであり、そのうち、令和5年の指定基準日に特定生産緑地に指定しなかった生産緑地は0.3ヘクタールあり、今回で廃止する面積0.1ヘクタールを含めて、全て廃止となる予定となっております。

令和6年に指定から30年を迎えた生産緑地は1.8ヘクタールであり、そのうち、令和6年の指定基準日に特定生産緑地に指定しなかった生産緑地は0.8ヘクタールあり、そのうち、今回、廃止を予定している面積は0.4ヘクタールとなっております。

次に、こちらは、参考として今後指定から30年を経過する生産緑地の箇所数や面積の一覧になります。来年以降も平成4年指定の生産緑地に比べると少数にはなりますが、特定生産緑地の指定の有無に基づいて、廃止や縮小をする生産緑地が生じる可能性がございます。

最後に、「今後のスケジュール」について説明いたします。令和7年9月から神奈川県との法定協議、10月から法定縦覧を実施し、11月下旬の都市計画審議会の議を経た上で、12月中旬に都市計画変更を予定しております。

以上で、報告事項1「藤沢都市計画生産緑地地区の変更について」説明を終わらせていただきます。

高見沢会長

ありがとうございました。それでは、事務局の報告が終わりましたので、今後の審議に当たり、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

福岡委員

いろいろな自治体の都市計画審議会の中で生産緑地の解除と新たな指定のお話を聞く中で、もちろん、どちらかというと解除のほうが多いのですが、今回、報告に出されたものは全て解除であり、この30年間で17.6ヘクタールの減少ということでした。詳細を拝見すると、買

取りを申し出られた結果、公共用地への転換ができなかつたということですが、こういった場合、買取り支援制度や運営の支援というものが非常に重要になってくるかと思います。藤沢市ではどのような支援制度や体制があり、それに向けての努力といいますか、戦略的に生産緑地の指定や継続、公園としての買取りなどをやられているか、お聞きしたいと思います。例えば、資料にある鵠沼松が岡五丁目の生産緑地は、隣地が公園になっています。戦略的に考えると、公園と一体的になるよう買い取って、拡張するということも考えられるわけです。もちろん、地価が非常に高いところですから、困難だというのは理解できますが、このままいきますと、あと数十年のうちにどんどん生産緑地は減っていくわけです。そのあたり、市にはどのような支援制度や計画、政策があるのか、ご説明いただければと思います。

事務局

ご意見をいただき、どうもありがとうございます。

事例としてお話をいただいた公園は「鵠沼松が岡公園」という公園でして、ここからご説明させていただきます。この公園自体は既に整備済みの公園でございますので、都市計画上の考え方としては拡張する必要性が低いというところから、今回は買取りをしないという判断に至ったものでございます。

また、全体的なお話としまして、買取りというものに対する支援として、金銭的な話ではないのですが、買取り申出があつた生産緑地の周辺の都市計画の状況について、事例として挙げていただいた公園やこの図に北側に示されている都市計画道路など、近傍にある都市計画施設の整備状況に鑑みて、生産緑地の買取り申出に対応しているところでございます。ただし、昨今の地価の高騰や財政の状況、こういったところから、なかなか全部を買い取ることが難しいという状況がございます。その中で、道路や公園の優先順位をつけながら、買取りをして進めているというのが、生産緑地に対する藤沢市の進め方というところでございます。全部の回答になっていないところはあろうかと思いますが、ご回答とさせていただきたいと思います。

福岡委員

ありがとうございました。ご説明いただいた内容は重々理解していますが、生産緑地に対してこれからどう戦略的に取り組んでいくかということで、白か黒か、買取りをするかしないかという話だけではなくて、利活用や中間支援の体制構築も藤沢市の課題です。加えて、土地所有者は生産緑地の解除に向けては様々な機関に相談をされていると思いますが、なかなか最後まで決断できない、時間がかかるという事情があります。そのあたりを制度も計画も含めて積極的に考えていかないと、こ

のまま純減では、今に生産緑地がなくなってしまう状況になりますので、ぜひ、積極的にご検討いただければと思います。以上です。

事務局

ご意見をいただき、ありがとうございます。生産緑地の買取りの制度につきましては、買取る、買取らないという白か黒か以外にも、あっせんをして、農地をそのまま維持、存続できるようにという働きかけもしているところでございます。ただし、ご意見をいただいたように、積極的な体制かというと、検討が必要な部分があるかと思っておりますので、ご意見をいただき、引き続き農地の振興、生産緑地の維持保全などに努めていくよう、検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

高見沢会長

ありがとうございました。場合によっては、直接福岡先生にどのような課題、可能性があるかなど、お聞きになるのもいいかと思いました。よろしくお願ひします。

そのほか、いかがでしょうか。

斎藤委員

先ほど、生産緑地が約17ヘクタール減少しているということでした。私ども農業委員会は入り口部分のほうで、この制度は農業者にとって必要なことですが、実際的にどうなっていくのかと、将来的なところが非常に心配です。というのも、相続が発生しますと、ほとんどの方は生産緑地の解除へ進んでいくわけですが、先生が言われるように、今後、5年、10年先には、今の70ヘクタールから50、40ヘクタールになるという可能性もあります。すると、まちづくりの中でも緑の件や防災農地ということで、いろいろと藤沢市ではやっておりますので、これが将来的にどうなってしまうのか、また、相続税法がどう変わっていくのかということも1つの心配です。いわゆる団塊の世代が亡くなってしまえば、これからもっと解除が増えていくという状況でございますので、将来的には、生産緑地自体がかなり厳しい状況になるのではないかと思っております。私の農業者の意見として、申し上げておきます。

高見沢会長

ありがとうございます。相澤委員、お願ひします。

相澤委員

先ほどの福岡先生の話とも関連するのですが、今回の場合は521番と634番が都市計画道路にかかっている中での買取りの申出であり、公共用地への転換が可能だったところで、先ほどのお話であったように地価高騰ということもありますが、私どもの商工関係からすると、必要な都市計画道路ということなので、積極的に取得して、ある程度の年数の中で計画道路として目的を達成していくというスタンスが必要ではないかと思っています。先ほどの回答でだいたいの話は分かり、買っていくべきものとそうではないものという優先順位の話も出ましたが、そ

こは都市計画道路にどう積極的に関わるかというスタンスの問題もあるかと思いますので、その点のお話をもう一度お聞きしたいと思います。

事務局 ありがとうございます。まさしくご指摘のとおり、都市計画決定した道路につきましては、どの路線についても重要な路線でありまして、ネットワークの形成にあたって、スクリーンに表示したのは片瀬辻堂線という道路ですが、都市計画上重要な要素であるというところがございます。そういった中で、繰り返しとなってしまいますが、これら全ての都市計画道路の取組を進めていくというのは、非常に難しい状況でございます。

個別の道路の説明になりますが、こちらの片瀬辻堂線につきましては、道路の整備において別途作成しております「道路整備プログラム」で、道路の機能などに着目しながら優先順位を決めております。そういった中で、私ども都市計画部局の力不足もございますが、今回は買取りに至らなかつたというところでございます。ただし、ご意見をいただいたとおり、優先順位を見直す、順位を上げる、下げるというお話ではなく、都市計画施設というもの的重要性を再認識しながら、事業部局との調整を図っていきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

相澤委員 ありがとうございました。お話だけさせていただきますが、都市計画決定されている路線の土地をお持ちの方々は、それだけ制約を受けるということがございますので、その認識はお持ちいただければありがたいと思います。以上です。

高見沢会長 今のやり取りの中で、634番の生産緑地が解除されるのは道路上の土地ではなく、奥のほうの土地ですね。この場所を見ると、幹線道路がクロスするところになっています。先ほどの鶴沼の道路は、住宅地の中できますがにこれは、という気がしなくもないですが、この634番については、今回の解除は道路上ではないところでしたけれど、次に買取りの申出があったようなときに、どのような説明ができるでしょうか。「ここは非常に重要な路線だから買います」とまで言えるのか、そこまでは言えないけれど、グレーというか、白か黒ではない何らかの考え方を示せるのか、そういうことがあるのではないかと思います。そういった意味で、今回の521番の件と634番の件のいずれについても、市民に対して、道路になっている中どういう理由で買い取らなかつたのかを説明しなければいけないと思うので、今の段階で補足説明があれば加えていただき、今後、しっかり説明できるように考えてほしいと思います。

事務局 ありがとうございます。634番の場所にある亀井野二本松線につきましては、該当の区間は優先順位としてもかなり高い位置にありますので、私たちの都市計画部局としても、今後、この場所について買取りのお話をいただきましたら、積極的に取り組んでいくべきものと考えているところでございます。

また、ご指摘のとおり、この路線に限らず、買取る、買取らないといったところの理由については、しっかりとした考え方を持っていきたいと考えております。

高見沢会長 ありがとうございました。よろしくお願ひします。

そのほか、いかがでしょうか。塚本委員、お願ひします。

塚本委員 先ほど、生産緑地の推移のグラフがありましたが、平成4年に一斉に生産緑地が指定されて、少し増えて、減っていく。そして、令和4年に大きく減って、その傾向は少し鈍化しているものの、続いているという状況でした。この令和4年が、指定から30年が経過した2022年になると思うのですが、いわゆる2022年問題、30年経って一斉に解除の方向にいくのではないかと懸念されていました。思ったより、一気に解除とはならなかったのですが、やはりそれまでの傾向と比べると減少のスピードが加速していると、このグラフから読み取れると思います。市として、この傾向をどう分析されているのか、確認をさせていただきたいと思います。

事務局 実際のところ、減ってきてはいるのですが、継続していだいてる農地も非常に多いと捉えているところでございます。今後の傾向について、平成4年に指定されたときから考えますと、やはり、農業従事者の方も高齢化していく中で、今は継続いただいていても、この先、解除となって減少していくという状況が続いていくのではないかと考えております。一方で、今後、新たに生産緑地に指定される場所は非常に限られているということで、大きく増えていくことは難しいと考えており、生産緑地の推移のグラフのカーブがどれだけ急になっていくか、緩やかになるか分からぬ状況ではありますが、減少していくと考え、検討しているところでございます。

塚本委員 生産緑地に関する2022年問題の捉え方が、若干甘いのではと感じました。平成4年で指定されて、30年たったら一斉に解除されてもおかしくなかったわけです。それが留まりはしましたが、このグラフを見る限り、急カーブでスピードを上げて減少している状況があるのですから、しっかりと、どんどん減っていくという認識に改めないといけないと感じます。令和4年が1つのボーダーで、ここからは加速していくと

いう認識が、まず必要だということです。

その上で、先ほど福岡先生のご指摘もありましたが、どのように維持していくかというところで、全てを買い取ることはできないというのもよく分かります。その上で、白と黒の間の施策を、市がどうやって努力していくかということが求められます。全体的に市政を見ていて、いろいろな話題や課題がありますが、1つは都市公園の人口比率という考え方がありまして、「1人あたり10平米の公園を整備する」ということが基本になります。ところが、現状、藤沢市は1人あたり6平米ほどしかありません。そういう意味で、都市公園をしっかりと整備していく必要があるわけですから、都市計画課はあくまでも事務局なので、全体的な立場に立って、都市整備部、公園課などの連携を図っていくこと、こういう情報をしっかりと共有して伝えていくことが必要です。

もう1つ、私も農業に携わる若い方々との連携があるのですが、特にオーガニックの農業などに興味を持たれていて、生産する場所がないので土地を借りたいという人もいらっしゃいます。そういう意味において、市が買い取って転用をしなくとも、そのまま土地を賃借して、熱のある若い営農者の方々にあっせんするようなスキームを、市がしっかりとつくって実施していくという考えもあると思います。これについては、農業水産課などとの連携が考えられると思います。令和4年以降の傾向を見る限り、俯瞰した立場で府内の連携を図り、もっと保全していく施策をやっていくべきだと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

三上部長

ありがとうございます。様々なご意見をいただきまして、都市計画課はこれに関して実質的な事業を行う部門ではないという中で、府内の連携を図っていくしかないというところはございますが、我々といたしましても、いただいたご意見の基にある「生産緑地をどう守っていこうか、どうしていこうか」という点について、考えていかなければならぬのは間違ひありません。

また、白か黒かではない、グレーというお話がありましたが、これについては、以前にも福岡委員からご示唆をいただいて、港区の事例等も研究させていただいております。ただ、1点、生産緑地には税制面での非常に大きな優遇措置がございます。その中で、借り主と貸し主の間における何らかのトラブル等で肥培管理ができないなど、荒れた農地になってしまった場合にどうするのか、誰が責任を持つのかなど様々な問題も出てくることが分かってきております。そういう点について、港区では大学などとの連携によってクリアしたことですので、我々としてもさらに研究をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、先ほど塙本委員から「令和4年に大きく減るかと思っていたところ、意外とそうでもなかった」という印象をお話しいただいたのは、まさにそのとおりだと思っております。こちらについては、先ほど齋藤委員からもお話があった農地の相続税の制度の中で、納税猶予をしたときは終身営農が必要になっております。そういう意味で、先ほど事務局からもご説明した特定生産緑地に指定することで10年間の延伸となるのですが、そこにかなりの方が指定いただき、農地としての継続を望んだという状況でございました。これが非常に大きく、このグラフの傾きに留まったところかと考えております。このような分析の中で、お話ししたようなグレーの部分の取組と、府内の他部等との連携、これらが非常に重要だと思っております。それと併せて、生産緑地の目的の1つは公共施設の予定地であるということをしっかりと踏まえ、進めていきたいと考えております。以上でございます。

高見沢会長

ありがとうございました。ほかにございますか。よろしいでしょうか。もう1件、報告事項がございますので、報告事項1についてはこのあたりで終わりたいと思います。様々なご意見、ありがとうございました。

÷ ÷

高見沢会長

それでは、次に報告事項2「藤沢市都市マスタープランの改定について」、報告をお願いいたします。

事務局

それでは、報告事項2「藤沢市都市マスタープランの改定について」ご説明いたします。お手元の資料2-1につきましては、本日、スクリーンにてご説明いたします内容を印刷したものでございます。資料2-2につきましては、藤沢市都市マスタープランの改定の素案となりますので、適宜ご参照ください。

資料2-1の2ページをご覧ください。本日は、主に素案の内容についてご説明いたしますが、前段として、まず、これまでの取組状況をご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。今回の改定に向けましては、各種協議会等の設置・開催や既存会議での説明を行い、ご意見をいただいております。都市計画審議会につきましては、5月に「都市マスタープラン改定に向けた取組状況について」と題しましてご説明させていただいて以降、本日の報告で5回目となります。この間、改定に必要な検討・討議を行う藤沢市都市マスタープラン策定協議会を4回開催しており、直近の7月の会議では、本日、本審議会にご報告する素案についてご意見をいただいたところでございます。また、藤沢市都市マスタープラン改定府内調整会議での改定に向けた府内調整についても、これまで2回行っておりま

す。

4ページをご覧ください。また、これと併せて、市民等の意見の聴取を行っております。スライドに示すとおり、市内13の地区で市民や地域団体等で構成する郷土づくり推進会議での意見交換、団体ヒアリングの実施、ブレスト会議の開催、市民アンケートの実施、そのほか、各種の意見聴取といった、様々な方法で実施しております。

5ページをご覧ください。このうち、直近の意見聴取の取組をご説明いたします。1点目といたしまして、第2回ブレスト会議を6月に開催いたしました。これは、活動団体等で市内のまちづくりに関係する方や公募の市民の参加により、都市マスタープランに描くべきビジョンや取組の意向について把握する目的で開催したものでございまして、35名の方にご参加いただいたものでございます。

6ページをご覧ください。2点目といたしまして、来訪者アンケート調査を5月に実施いたしました。こちらは、藤沢市への来訪実態を把握するため、藤沢市への来訪経験がある方を対象に実施したもので、400件の回答をいただいているところでございます。これらのとおり、改定に向けては、市民等の意見の把握と整理に継続して取り組んでいるところでございます。

7ページをご覧ください。ここから素案の内容について、計画の構成に沿ってご説明いたします。まず、振り返りの意味も込めまして、「都市マスタープランとは」の部分についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。藤沢市都市マスタープランの役割でございますが、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といたしまして、本市の法定都市計画の決定等の指針や都市づくりの方針、市民等が主体となり進めるまちづくりの方針としての役割を担っているものでございます。

9ページをご覧ください。藤沢市都市マスタープランの位置づけでございますが、図のとおり、各種上位計画に即し、個別計画と連携する計画でございます。また、様々な分野別計画及び法定都市計画の決定等の指針となるものです。

10ページをご覧ください。本計画の改定に当たっては、図のとおり、「社会展望」としておおむね20年後の2050年の社会を展望しております。

11ページをご覧ください。今回の改定の背景についてご説明いたします。1999年に当初の藤沢市都市マスタープランを策定してから、2011年の改定、2018年の部分改定を経て本計画を改定しようと

するものです。

12ページをご覧ください。本計画の構成でございますが、大きく4つの章立てを行い、理念や都市ビジョン等を記載する「ビジョン編」、計画の基本方針を記載する「プラン編」、ビジョンを実現するための考え方等を記載した「プロセス編」、計画に係る情報をまとめた「データ編」で構成しているところでございます。ここからは、各章の内容をご説明してまいります。

13ページをご覧ください。初めに、「ビジョン編」をご説明いたします。

14ページをご覧ください。まず、「基本理念」について、これまでの都市づくりと今後の社会変化を踏まえ、本計画の根本となる考え方として設定しております。内容については、スライドに記載のとおりとなります。

15ページをご覧ください。続いて、「都市ビジョン」についてご説明いたします。前回の審議会では、「都市のビジョン」と「場のビジョン」をお示しましたが、ビジョンが2つあることの分かりづらさなどを考慮し、1つの「都市ビジョン」としたいと考えているものでございます。そして都市ビジョンを「自立するネットワーク都市」と定め、「つながりたくなる魅力と特性がある都市であること」、「つながることで、魅力や個性が高まる都市であること」、「地球との共生に向けスクラムを組んで役割を果たすこと」を藤沢市が都市としてめざす姿と置いております。また、スライドの下半分にあるように、市民や地域などを対象としクローズアップして、それぞれのビジョンを示しております。

なお、この「自立するネットワーク都市」の意図につきまして、補足いたします。本市はこれまで、首都圏と広域連携軸によりつながりを持ちながら、自立できるよう、単なる住む場所ではなく、働く、楽しむといった機能を備え、まちをつくってまいりました。昨今、広域連携軸と併せ、デジタル技術など様々なツールが加わることで、首都圏だけではなく世界とのつながりが生まれてきております。そういった中で、本市が個性や魅力を持つつ、世界との関わりを持つ都市を目指したいと考えているところでございます。

16ページをご覧ください。こちらは、「都市ビジョン」の実現に向けた取組の方向性を整理したものでございます。都市において、「まちの基盤」と「多様な分野の取組」の上で「まちを舞台とする様々な活動」が行われており、「都市ビジョン」の実現には「多様な主体との様々な形での連携によって共に創ることが重要」と捉えております。そこで今回の

改定では、これまで整備を進めてきました「まちの基盤」をアップデートしながら磨き続けるとともに、「うまくまちを使ってもらう」視点や「まちを舞台とする様々な活動」と「更につながる」「まちづくりにとりこむ」という視点を強化し、多様な主体と手を取り合いながら、都市ビジョンの実現に取り組むことを示しているものでございます。

17ページをご覧ください。この方向性と併せて、多様な主体と都市ビジョンを共有し、連携により共に創るイメージを「みんなのまちビジョン」として示しております。この「みんなのまちビジョン」は、都市の中で行われる活動を「場」として示し、これまでいただいた市民意見も踏まえ、つくり上げていきたいと考えております。

18ページをご覧ください。次に、「将来都市構造」についてご説明いたします。「都市ビジョン」を実現するための主な都市構造を4つの要素で構成するものであり、これによって、質の高い集約型都市構造の構築を引き続き目指すものでございます。この4つの要素について、それぞれの主な記載内容を説明いたします。

19ページをご覧ください。まず、「拠点」については、「①都市拠点」、「②地区拠点」、「③身近な拠点」で構成しております。「都市拠点」は現行計画の6つの都市拠点の位置づけを継承しつつ、それぞれのまちづくりへの取組や事業進捗を踏まえた見直しを行っております。「地区拠点」は、本市の成り立ちの経緯でもある13地区を基本とし、駅や市民センターなど、利便性の高い地域を中心に配置する考えとしております。「身近な拠点」は、日常生活で必要とされる身近なスケールにおける拠点とし、地域のニーズにおいて創出されることを促進していくものでございます。続いて、「交通体系」につきましては、ラダー型の交通軸の形成を目指すなど、交通の骨格自体は現行計画を継承しつつ、都市拠点等のまちづくりと一体的な賑わい空間創出の考え方や身近な移動を支える観点等を追加しております。

20ページをご覧ください。次に、「3) 自然空間体系」につきましては、保全・活用対象としての自然空間の考え方は現行計画を継承しつつ、グリーンインフラの考え方を踏まえ、自然環境の持つ多面的な機能を積極的に生かした取組を進めることを示しております。続きまして、「4) 市街地の構成」につきましては、市街地に併せて配置される各種ライフラインや供給施設・処理施設を長期的展望の下、維持・更新、成熟社会にふさわしい市街地の更新と質的向上を図ることを記載しております。

21ページをご覧ください。こちらは、ご説明した4つの構造要素の中で、特に重要な要素を1枚の図で表現した将来都市構造図となり

ます。6つの都市拠点とこれらをつなぐ東西方向・南北方向のラダー型の交通軸を形成し、都市的な土地利用の調和と水と緑のネットワークにより、都市の活力を維持し続け、地球環境と共生する都市構造を目指すものでございます。

22ページをご覧ください。続いて、「将来フレーム」についてご説明いたします。ここでは、改定計画の目標年次をおおむね20年後の2050年とし、想定する人口や、土地利用、環境に係る目標等を記載しております。

「ビジョン編」の説明は以上となります。

続きまして、「プラン編」でございます。24ページをご覧ください。この「プラン編」の構成につきましては、都市ビジョンと将来都市構造を実現するために必要な都市づくりの考え方を示すものとしております。市全体の都市づくりについて基本方針を示す「都市プラン」と、地区ごとのまちづくりについて基本方針を示す「13地区プラン」で構成いたします。

25ページをご覧ください。「都市プラン」につきましては、これまで築いてきた「まちの基盤を磨き続ける」視点による6つの方針と、「様々な活動とつながる・とりこむ」視点や「うまくまちを活用してもらう」視点による「ひとつつながるまちづくり」を都市づくりの基本方針として掲げるものでございます。

26ページをご覧ください。まず、方針1の「住みよさを育む都市づくり」でございます。こちらでは、従来からの13地区を単位としたまちづくりに加え、身近な暮らしの単位に着目したきめ細かなまちづくりを目指すものとし、誰もが身近な地域で暮らし続けられ、「出歩きたくなる環境がある」など、健康で心豊かに暮らせるまちとするため、生活に関わる多分野の施策や地域の多様な活動と連携して、まちづくりを進めていくこととしております。図は「住みよさを育む都市づくり」の方針図となります。13地区の区分に加え、様々な圏域の中心となり得る、小中学校、市民センター等の位置を示した図としております。

27ページをご覧ください。続きまして、方針2の「活力を創造する都市づくり」につきましては、これまで整備してきた都市基盤等を生かし、継続して交通結節機能の充実を図ることで、さらなる魅力と活力を高める都市づくりを進めるとしております。また、産業の基盤の維持・充実や、技術の進展、多様化する働き方などに対応するため、産業政策と連携し、新たな活力を生み出すまちづくりを進めるものとしております。「活力を創造する都市づくり」の方針図として、本市の活力を支える

6つの都市拠点と都市軸等に加え、各種産業等と関わる市街地の構成や施設の配置を図に示しています。

28ページをご覧ください。次に、方針3の「自然と融合する都市づくり」につきましては、気温上昇の緩和や雨水流出抑制等を含め、自然環境の有する多面的な機能の効果を受け取れるまちづくりを推進し、その効果を最大限発揮できるよう、自然環境の保全・再生、市街地における自然空間の創出により、自然と融合するまちづくりを進めるものとしております。「自然と融合する都市づくり」の方針図といたしまして、市内の三大谷戸や大規模な公園・緑地など、緑に関わる拠点を示すほか、市街地においても緑化を推進する方向性を図に表現しております。

29ページをご覧ください。続きまして、方針4の「強さとしなやかさを持つ都市づくり」でございますけれども、こちらにつきましては、激甚化、頻発化する災害を未然に防ぐことと併せ、被害を最小限に抑えることも踏まえた都市づくりを進めるとしております。また日常的に行うまちづくりを通じて、防災力の向上も意識した、コミュニティ形成にも資する防災まちづくりを進めるとともに、災害後も速やかに回復できるよう、事前準備を進めるものとしております。「強さとしなやかさを持つ都市づくり」の方針図として、立地適正化計画における防災対策先導区域や治水対策を進める河川など、災害への備えを促進するエリア等を示すとともに、地区防災拠点本部となる市民センターをはじめとした避難施設等の位置を示しております。

30ページをご覧ください。次に方針5の「美しさに満ちた都市づくり」につきましては、自然環境と調和するように整備を進めてきた都市の姿や地域で育んできた自然、歴史、文化が感じられ、誰もが居心地がよく人々の活動・交流が見える生活空間など、藤沢市が目指す「美しさ」があるまちづくりを進めるとしております。「美しさに満ちた都市づくり」の方針図として、公園緑地や谷戸、河川などの資源や、地区計画や風致地区などの区域、拠点の配置など都市の「美しさ」に資する要素の位置や分布を図に示しております。

31ページをご覧ください。続きまして、方針6の「連携と挑戦の都市づくり」につきましては、本市は湘南地域の広域的な交通や観光の拠点としての役割を担い、高次都市機能も備えていることから、これらの役割分担などを踏まえ、機能的連携を一層推進することとしております。また、新技術の導入によって、多様な地域や文化との連携が可能になり、本市が果たせる役割も変化し続ける中で、柔軟な対応により、まちづくりの新たな展開や可能性を高める情報的・技術的連携に常に挑戦

をし続けることとしております。「連携と挑戦の都市づくり」の方針図として、広域的なネットワークや本市と隣接市町の拠点の関係性を図に表しているものでございます。

32ページをご覧ください。次に、「ひとつながるまちづくり」でございますが、これまで築いてきた「まちの基盤」が多様な人にとってより利用しやすく魅力的なまちになるよう、「ひと」を中心に「まち」を見て、多様な価値観に対応し、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりの実現を多様な主体とともに目指すとしております。また、まちづくりの活動を通じて、次世代へつなぐひとづくりを支援していくこととしております。

以上が「プラン編」における「都市プラン」の説明となります。

33ページをご覧ください。次に13地区プランを説明いたします。この「13地区プラン（まちづくり基本方針）」につきましては、従来よりもシンプルに表現し、市民や様々な活動主体がまちづくりを進めていくための方針として作成しております。13地区のまちづくりを進めるに当たっては、都市空間整備に係る共通の方針と各地区の現状と特性やまちづくりの方針を定める13地区プランの2つに分けて記載しております。

34ページをご覧ください。共通方針「①適切な土地利用の誘導」では、土地利用類型に応じた土地利用方針を定めており、「住宅系ゾーン」、「自然・市街化調整区域のゾーン」、「商業・業務系ゾーン」、「産業系ゾーン」と大きく区分し方針を記載しています。

35ページをご覧ください。共通方針「②道路・交通基盤の整備」につきましては、各地区に記載していた「都市計画道路」、「生活道路」の方針や「公共交通」では、公共交通の維持・充実等の方針を記載しております。共通方針「③防災まちづくりの推進」といたしましては、「防災まちづくり」、「地震対策」、「津波・水害対策」、「土砂災害対策」について、防災・減災への取組の方針を記載しております。

36ページをご確認ください。共通方針図は、土地利用類型に応じた土地利用方針などを図として示したものでございます。

37ページをご覧ください。次に、13地区ごとのプランの説明でございます。ここでは、各地区のまちづくりを進めていく上での資源を示し、まちづくりの大きな方向性を記載し、地区の市民等の発意とともに連携して進めていく方針としております。

38ページをご覧ください。ここでは、片瀬地区を参考に説明いたします。まず、「地区の現状と特性」につきましては、「ひと」では、人口

や年齢構成の動向を記載しております。次に、「まち」につきましては、江の島を有するレクリエーション拠点であることなどの地区の空間的、歴史的な特徴や、水害や土砂災害のリスクがあるなどを記載しております。また、「資源」では、歴史・文化、多くの観光客による賑わいなどを記載しております。図は、地区資源マップになります。各種まちづくりルールや自然資源などをプロットしたマップになります。また、災害ゾーンとして、ハザードエリアも併せて記載しております。

39ページをご覧ください。続きまして、「地区まちづくりの方針」についてご説明いたします。「地区の将来像」は、現行の都市マスタープランを継承し、おおむね同じ将来像としております。次に、「まちづくり方針」では地区の特性に応じた方針を示しており、片瀬地区では「暮らしと観光交流の調和・共存のための機能更新・充実」などを掲げております。図は地区のまちづくり方針図になります。土地利用ゾーンや都市計画施設等を示しております。同様の形で各13地区について記載しております。

「プラン編」の説明は以上でございます。

続きまして、「プロセス編」でございます。41ページをご覧ください。プロセス編では、都市ビジョンを実現していくため、「まちとつながる」「まちを使う」「まちを磨く」といった3つのプロセスを示し、その上で進行管理、これから藤沢都市計画の考え方を記載しております。

42ページをご覧ください。まちづくりを進めていくためには、多様な主体が連携し、適切な役割分担の下、進めることが重要となります。そのため、多様な主体によるまちづくりの推進をしていくために、4つの方針を掲げました。1つ目は、「つながるまちづくりへ」と題し、まちづくり・場づくりの推進支援を行うとともに、連携によるまちづくり推進のためのプラットフォームの構築を掲げております。2つ目は、「まちづくりの担い手の創出」と題し、担い手を持続的に創出していくためのまちづくりをテーマにした学びの場や、子どもを対象としたまちづくり学習等の充実を図っていくこととしております。3つ目は、「マネジメント体制の構築」と題し、エリアマネジメントなどのまちづくり制度を活用した取組の促進を図り、4つ目は、「まちづくり情報の共有」と題し、まちづくりに必要な情報の共有・公開やまちづくり情報の高度化を図っていくこととしております。以上4つの方針を、「まちとつながる」ことへつなげていくプロセスといたしました。

43ページをご覧ください。まちづくりを進めていくためには、効果的で効率的な都市の活用も欠かせません。そのため、3つの方針を掲げ

たものでございます。1つ目は、都市機能を十分に活用し施設機能を高めることや、都市機能と分野間の様々なサービスの連携により複合的なプラスの創出を図る「都市機能を活用・発揮する」方針でございます。2つ目は、利用者が訪れたい・使いたいと思えるような都市づくり、施設整備を進め、整備後においても多様な主体と連携し、活力ある持続的なまちづくりを進めるために「使うことを見据えて作る」という方針でございます。3つ目は、公共施設の利用を促進するといった「効果的・効率的な施設利用」の方針でございます。以上3つの方針を、「まちを使う」ことへつなげていくプロセスとしました。

44ページをご覧ください。都市ビジョンの実現に向け、将来都市構造の根幹となるプロジェクトを推進し、都市づくりの基本方針の実体化を図ることも重要でございます。そのため、4つの方針を掲げました。

1つ目は、「本市を先導し都市活力をけん引し続ける都市拠点のマネジメント」を行うことでございます。村岡新駅周辺などの新たな都市拠点の創出をはじめ、今ある都市拠点についても適切な維持・更新を行い、質の高い都市空間の形成と持続可能な都市の活力の創出を行ってまいります。2つ目は、「広域交通体系の整備」を進めていくことでございます。広域的に連携する交通ネットワークを形成するため、主要な幹線道路の整備や、いずみ野線延伸を促進いたします。3つ目は、「持続可能な都市を支える自然環境と都市基盤のアップデート」を図ることでございます。自然環境や都市基盤の計画的なアップデートを図るとともに、西北部地域総合整備などに代表される基盤の整備も進めていくこととしております。4つ目は、地域の特性を高める土地利用制度の戦略的取組を進めることでございます。社会状況や人口動態の変化、価値観やライフスタイルの変化にきめ細かく対応するため、地域の機運に乗じて地域特性に応じた土地利用制度について検討を行い、暮らしの質の向上につながるまちづくりを進めます。以上4つの方針を、「まちを磨く」ことへつなげていくプロセスといたしました。

45ページをご覧ください。こちらは進行管理と見直しになります。長期展望の下に設定した都市ビジョンの実現に向け、都市の動向や施策の進捗状況を把握することが重要であるため、市内の都市づくりや分野別計画における施策の推進とともに、広域的な都市づくりについても連携・調整を促進いたします。進行管理は、「総合的な指標による進行管理」「主要プロジェクトの推進による進行管理」「進行管理結果の評価」といった形で、進める予定としております。総合的な指標の設定につきましては、ページ右側をご覧ください。

続きまして、46ページをご覧ください。ここでは「これから藤沢都市計画の考え方」になります。将来人口推計では、2050年以降は緩やかな人口減少傾向となりますが、ますます進展する国際化や技術の革新、高度化する仕組みなどを柔軟に取り込み、多様化する価値観や社会的課題や時代に応じたニーズを適切に捉えた魅力ある都市づくりを多様な主体とともに進め、人口の動態にかかわらず、本市に関係する様々なひとが心身ともに健康で充実した生活を営める持続可能で活力ある都市をめざすものとしています。

「プロセス編」の説明は以上でございます。

最後に、スケジュールの説明でございます。48ページをご覧ください。本計画の改定に当たりましては、市民等からの意見を踏まえ、藤沢市都市マスターplan策定協議会や府内調整会議において検討を進めております。本審議会においてはこれまでの検討状況についてご報告させていただくとともに助言等を得て検討を進めていきたいと考えております。今回のご報告は素案のたたき台となり、次回審議会では、いただいたご意見を踏まえ素案をご説明させていただき、議会報告やパブリックコメントを経て、本審議会へ最終的な案をご提示し、本計画の改定を行う予定でございます。

以上で説明を終わります。

本日、ご報告させていただきました内容に対しまして、いただいたご意見を精査、反映させていただきまして、今後も引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

高見沢会長 ありがとうございます。それでは、報告が終わりましたので、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

福岡委員と小川委員が途中退席と伺っておりますので、はじめにお願いします。

福岡委員 ありがとうございました。少し気になった点だけ申し上げたいと思います。

まず、15ページの「自立するネットワーク都市」という都市ビジョンについて、「自立するネットワーク都市」という文言は、都市マスターplanのビジョンとして掲げるには珍しい文言だと思いました。これがどういうことを指すのか、市民の方々にとってはなかなか理解が進まないと思いますので、例えば、水の循環やエネルギーの循環、また、災害があったとき、ほかに頼らなくても様々なところで生き残ることができるなど、そういう意味もあるのではないかと思いました。下のほうに「カーボンニュートラルが実現し生物の多様性が回復」というようなこ

とが書いてありますが、この「自立するネットワーク都市」というイメージを、もう少し分かりやすく伝えるということが重要だと思いました。

それから全体を通じて、私は自然や緑地が一応専門なので、関連して気になる文言として「地球との共生」「自然との融合」のように、「共生」「融合」という言葉が入り乱れて使われていますので、都市マスタープラン全体を通じてどちらを使うのか、特に「地球との共生」というのはかなり大きなテーマなので、そこが少し気になりました。ご検討いただければと思います。

それから、26ページに方針項目「4)多様な主体の活動を推進するまちづくり」とありますが、ここは「多様な主体とともに推進する」のようなニュアンスがいいと思いました。

27ページ、6)については、藤沢市はスポーツの推進都市でもあります、今回の都市マスタープランの中ではスポーツや健康といった話がごそっと抜けているため、スポーツ、健康の場づくり、まちづくりのような話をレクリエーションの部分に統合できるかは分かりませんが、都市マスタープランの中にどうやって活力があるスポーツ、健康の場づくりのようなことを入れるかを検討いただくことは重要だと思いました。

次に、43ページの3)の2つ目に、「公共施設の再編、統廃合」という話が書いてありますが、この際、統廃合だけではなく「多機能を発揮する公共施設」というような表現が良いのではないかと思います。今、藤沢市では、ホールのところで緑地や公共施設を一体的に再整備するという話があり、私も委員会に入っていますが、そういった文言を足しても良いと思いました。

次の44ページに、都市基盤のアップデートの際に「自然環境の機能を生かした更新」とあります。これにプラスして、先ほどの生産緑地の話もありますが、「官民連携をした都市公園の再整備」や「緑地の創造」のようなことも入れておかないと、守ることと維持することしか書いてありませんので、できれば積極的に書けると良いと思いました。

最後に45ページですが、「自然と融合する都市づくり」の中で、総合的な指標、目標値の中に「緑地の確保率」と書いてありますが、「確保率」という文言はかなり曖昧なので、緑の基本計画に準拠して都市マスタープランで採用するのではなく、都市マスタープランでも、総合的な指標の中で自然と融合した都市のKPIをしっかりと設定したほうが良いと思います。例えば、土地の被覆や緑地の量に加え、緑地の質の話も入ってくると思います。この「自立するネットワーク都市」の中で自然とい

うのはかなり重要な話だと思いますが、そこで量としても質としてもしっかりと目標を設定できると、それが緑の基本計画にも後々効いてくると思いますので、都市マスタープランが非常に上位の概念として、しっかりと「自然と融合する都市」ということを位置づけると良いと思いました。以上になります。

高見沢会長

ありがとうございました。これだけでも、1時間ぐらい議論できそうな内容ですので、受け止めて、今後の策定に反映していただければと思います。1つだけ聞きたいのは「自立ネットワーク都市」について分かりにくくい面もあるというお話をあり、具体的なご意見もありましたが、どうお考えになりますか。

事務局

意図をご説明させていただきたいと思います。冊子としてお配りしている資料2-2の10ページをご覧いただけますでしょうか。下部に点線で囲っている部分で、「自立するネットワーク都市」の意図を記載させていただいております。本市が首都圏と広域的に連携してつながりを持つ中で、本市自体が単なる首都圏のベッドタウンではなく、「働く」「楽しむ」、そういった機能を持つことで、藤沢市自体も自立することができる、というような意図で考えております。そういうことから、藤沢市自身が自立する、そして首都圏とも連携が取れるようなネットワークを持ちたいということです。

高見沢会長

それは見ればすぐ分かるのですが、発言の趣旨は、「自立」という中に「いざというときにやっていける」など、そういった現代的な課題への考えも入っているのではないかということなので、変えるということではありませんが、それも踏まえて、どのような意見をいただいたか、十分に吟味して対応していただければと思います。

福岡委員

「自立するネットワーク都市」というものは、藤沢市の豊かな自然の基盤や地域の基盤があるからこそ、実現すると思っています。そういう意味で、今あるものは資源として良く活用されているのですが、もう少しそれを生かしていく、そして自然の基盤を強化していく、そういうことに準拠しているからこそ成り立つので、水やエネルギーについても、例えば、単純にソーラーパネルを設置すれば脱炭素化できるというような話ではなく、これが依っているのは自然の資本や基盤なのだとということをしっかりと伝えていくと良いと思います。これが藤沢市の強みとして他と差別化できることだと思います。中にいるとなかなか分からぬいのですが、外に出ると、藤沢の良さはそういうところにあると思いますので、注釈がいいのか、文章で解釈を伝えるほうがいいのかは分かりませんが、気になった点でした。この中に、防災として書くべき点もあ

るだろうと思いました。

小川委員

29ページの方針4について、1点だけコメントをさせていただきたいと思います。

「強さとしなやかさを持つ都市づくり」、これはおそらく国土交通省の強制化の話を言い換えて「強さとしなやかさ」としているのだと思いますが、何のこと正在言っているのか、非常に分かりづらいと思います。ここは素直に、「災害に強い都市づくり」などの言葉にして、人々に伝わるようにしていただきたいと思います。

また、ベースになっている「どういう都市をつくると災害に強い都市ができるか」というような基本的な計画がないまま、様々な施設を災害の時に使う、危険なところを強くする、となっていて、基本的な都市防災計画というものがないような気がします。どのような施設をどのように整備して、緑はどれぐらいあって、北と南の都市化した中央にある緩衝緑地をバッファーにするとか、避難路はどうなのか、物資輸送のネットワークはどうなのかななど、こういったことがあって初めて、災害に強いまちづくりができるのだと思いますが、そのベースがないままやっていると強く感じます。そういう意味で、今回はこれで良いと思うのですが、まずは都市防災計画を策定されるのが良いと思います。どこに行けば避難できるか、市街地の延焼危険の高いところをどうするかというような施策が全てあって初めて、災害に強いまちづくりができるとすれば、都市マスタープランとして、災害に対する弱さがここにあるという気がしました。個別に言うと長くなってしまうので終わりにしますが、これについて、次回は都市防災計画をつくる会議を立ち上げ、それをベースに策定してほしいと思っています。

高見沢会長

事実だけ教えてほしいのですが、防災に関するそのような計画はないのでしょうか。最初のあたりに個別計画がいくつか書いてありますが、実際にはないのか、どういった状況でしょうか。あるいは、今のご意見に対して、どのように捉えていますか。

事務局

防災に関する計画といたしましては「都市防災基本計画」というものを策定していますが、実際的な活用という意味では、十分な効果を発揮していない状況がございますので、今回、都市マスタープランの中で、その見直しも含めて記載をしていきたいと考えております。

高見沢会長

「次の見直しの際に」とご遠慮もなさっていますが、少しでも進められたらと思います。先ほどの福岡先生のご意見ともつながると思いますが、根本のところでどういう体制をつくるか、生かすかといったあたりについて、今回、少しでも考えられたら良いと思いました。

鈴木委員

38、39ページについて、ここでは片瀬地区だけ載っていますが、片瀬地区は江の島を抱えており、当然、観光資源はある一方で、片瀬漁港という場所もあります。最近、ハマグリなどの貝類やコンブなどの養殖を始めたという話もあり、水産物の貴重な資源もあるのではないかと思っています。江の島沖にはたまにイルカが来るなど、そういうこともあります。「水産資源」という考えが抜けているのではないかと思いましたので、今後、検討に加えていただければと思います。以上です。

高見沢会長

その点について、よろしくお願ひします。

相澤委員、お願ひします。

相澤委員

2点ございまして、1つは定義の問題についてです。22ページの「将来フレーム」の中で、「就業人口」と「交流人口」の2つに絞られて書いてありますが、最近の捉え方としては「関係人口」という表現もあります。また、後ろの「プラン編」も見ましたが、「交流人口」という観光等の交流だけではなく、「関係人口」というものについても、もう少し全体を見て基本的なフレームの中に入れてほしいと思いました。

もう1つは、先ほどお話を出ておりましたが、藤沢はスポーツ都市宣言の市なので、どこかにそのことをもう少し具体的に織り込むべきだと思いました。「13地区プラン」の遠藤地区、資料2-2の冊子の100ページになりますが、ここに書いてある秋葉台公園のほかに、市民スポーツを支える拠点ということをもう少し膨らませて、ある程度ここに集約していくのだと感じさせるような内容にしていただければ良いかと思います。以上でございます。

事務局

ありがとうございます。まず、「関係人口」「交流人口」のご意見につきましては、私どもも書き方について検討した中で、「関係人口」の範囲が広過ぎるところもあり、このような書き方にしておりますが、いただいたご意見を改めて捉えまして、「関係人口」についての記載について再度検討したいと思っております。

また、スポーツ推進に関するご意見につきましても、ご指摘のとおり、記載が弱い部分があると思いますので、改めて検討させていただきたいと考えております。

高見沢会長

前回のご報告ではほとんど骨格だけで、今回は中身が全部出ているので、本当は議論しようとすると2時間ぐらい必要なかも知れませんが、時間に限りがありますので、委員の皆様、本日発言できなかつたところや後で見て思ったところがあれば、個別にお伝えいただければと思います。時間はまだ20分弱ありますので、ほかにいかがでしょうか。

渡邊委員

「自立するネットワーク都市」のイメージにも関わることですが、6

つの方針にプラスαで「つながるまちづくり」というコンセプトを加えていることについて、都市計画というとハードウェアの問題が主なのですが、そこにソフトウェアの問題も果敢に組み合わせていくという発想がしっかりと出ており、専門的には分かりませんが、市民目線からすると分かりやすいといいますか、もっと強力に進めてほしいと思います。

そういう面で見ると、「ネットワーク」というのがキーワードになつていて、交通や道路のネットワークに加えて、人のネットワーク、人と人、人と団体などをつなげていくというイメージがあるのだろうと思います。そのネットワークが6つの方針の中にどう作用していくのか、6つの方針を縦糸として結びつけていくような、それぐらい織り込んでいくものだと思います。その点がまだ、6つの方針に1つ加えたというくらいに感じていますし、これから10年、20年という間に良くなっていくのかもしれません、ソフトウェアを全面に出していくわけですので、もっと高らかに、「人ととのネットワークの面を押し出していく」という藤沢の意気込みのようなものを出していくと良いのではないかと思います。

そういう意味で、「都市ビジョン」の「自立ネットワーク都市」というものは、発想はいいのですが、なかなか分かりにくいと思うので、もう一練り、二練り、工夫していく必要があるとも思います。ソフトウェアの問題をここに入れていくのは、大変いいことだと思います。

高見沢会長
事務局

ここを見てくださいということがあれば、お願ひします。

高見沢会長

もともとの考え方として、全部の方針に係るように考えていましたが、まだ表現できていないというところなりますので、いただいたご意見も踏まえながら、前向きに検討したいと思います。

中西委員

これから検討ということですが、あまり時間がないので、頑張ってください。よろしくお願ひします。

2点あります、まず1点目は、スライドだと計画体系図だけ載せられていますが、9ページ目です。資料2-2では4ページ目にある計画体系の部分ですが、個別計画と分野別計画の定義がどこにあるのか、よく分かりませんでした。私も計画の体系は気にしておりまして、これでいくと、どちらかというと個別計画は都市マスタープランと横並びの計画で、分野別計画は都市マスタープランの下位に位置する、そういう位置づけでよろしいですか。

事務局
中西委員

はい。

分かりました。その説明が欲しいという気がしています。個別計画と分野別計画が逆でも成り立つように思えます。私は住宅マスタープラン

策定にも関わらせてもらっているので、余計に計画の間の上下や並列といったことを意識しており、言葉の遣い方が気になりました。例えば、市政運営の総合指針などに定義があるのであれば良いのですが、ないのであれば、説明があると分かりやすくなると思います。

先ほどの防災のお話もそうですが、個別計画や分野別計画に引き受けもらっている部分もあると思っていて、書き込み過ぎても分かりにくいとは思うものの、場合によっては、「関連する計画で詳細に定める」というようなことを注記しておくと、ここに書いていることだけが全てではないということが分かりやすくなる気もしますので、表現としてご検討ください。

それともう1点、大きい話として、最近、都市計画やまちづくりについて、定義が曖昧だと思うようになってきており、この計画の中でも「都市づくり」と「まちづくり」という言葉が混ざっています。基盤など全体を指すものが「都市づくり」で、もう少し地域レベル、人レベル、地区レベルというものが「まちづくり」という想定で読んでいますが、そういうことでよろしいでしょうか。

事務局

中西委員

意図的に使い分けられているとは思いますが、なるべく説明できるほうが良いと思いますので、「こういう意図で使っている」というような注記や、あるいは、「こう使います」という宣言をしてから使うなど、そういったことがあると良いと思いました。

事務局

高見沢会長

ご意見を踏まえていきたいと思います。ありがとうございます。

1つ目のご指摘については、現行の都市マスタープランでは、周りにいろいろと書いてある部分を見ると関係性が分かるようになっていますが、今回はそれがないので、分かりにくいのかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

塙本委員

パワーポイントの42ページですが、「3)マネジメント体制の構築」というところが「エリアマネジメントやその他のまちづくり制度を活用した取組の推進」と、2行だけで収められています。特に、エリアマネジメントというものに対しては、様々な解釈があるという気がします。例えば、広義的な解釈や、本当に小さな単位での解釈もあり、曖昧模糊としている感じがするので、もう少し具体的なエリアマネジメントのビジョン、形を示されてはどうかと思います。

事務局

ありがとうございます。まだしっかりと書き切れていないところがあるのですが、まちづくりを考えるというのは、どこのタイミングでも必ずマネジメントが入ってくるということだと思っておりますので、いわ

ゆる制度としてのエリアマネジメントや、それ以外も含めた様々なマネジメントをやっていきたいというところをしっかりと捉え、今後、整理をさせていただきたいと思います。

塚本委員

もう1点、2011年に改定した際は、地域を中心とした議論がとても盛んだったと記憶しております。今は郷土づくり推進会議に変わっていますが、当時、地域経営会議という会議が、各13地区で一生懸命、地区構想を協議した経過があったと思います。こういったこともあります、現行の計画では「全体構想」と「地区別構想」というように、地区別が大きな柱の1つとなっていましたが、今回の改定案ではその色合いが少し変わっていて、地域は全体の一部分という位置づけになっているように思います。この変化について、どのような理念で、地区を主体とした都市マスターplanを、今回のようなしつらえに変えたのでしょうか。市民の声を受けることについては、6月にも会議をやったと聞いておりますが、各地区での会議については、今後予定していないとのことで、そこも含めて、地区の声をどのように反映させ、この計画に載せていくのかということについても、併せて聞かせていただきたいと思います。

事務局

ありがとうございます。地区別の考え方につきましては、今まで「全体構想」と「地区別構想」と分けていたものを、1つのプランの中に入れたということで、弱めたという考え方ではなく、構成を変えたというところでございます。一方で、13地区別のまちづくりというのは、藤沢市にとって非常に重要なものだと思っておりますので、今後も続けていくというところでございます。その中で、まちづくりをする単位としては1つ1つの地区がそれなりに大きく、地区という形にとらわれなくていいものもあるのではないかと考え、様々な身近な単位のまちづくりができるようにという考え方と併せて、方針のタイトルについても、これまで「13地区別まちづくり」と1番目に入っていたものを「住みよさを育む都市づくり」といたしました。13地区でも身近な単位でもきめ細やかなまちづくりをしていくために、13地区だけに限定するのではなく、これから取り組んでいきたいということを追加した形になっております。13地区的プランをつくるにあたっては、これまでも郷土づくり推進会議などにお話をさせていただいて、意見交換をしながら、案をまとめてきているという状況でございます。

高見沢会長

ありがとうございます。そのほか、委員からいかがでしょうか。2050年なので、これまでの経緯も重要だし、これからすべきことがどういうことか、十分にそれらを踏まえたものであれば良いと思います。

先ほど、時間がないと言ってしまいましたが、新しい委員でまだご発

言なさっていない方、何かございましたら、いかがでしょうか。毛利委員、何かございますか。

毛利委員

先ほど退席された小川委員も同じ辻堂地区ですが、先日の津波避難のときに、実際に体験した市民といたしまして、申し上げます。避難場所は近くの小学校と湘南工科大学が指定されており、そこに避難された方ももちろんいらっしゃったのですが、あの周辺では駅の向こうに行かなくてはいけないという意識があり、冷房もトイレもあるテラスモールがかなり混んでいる状況でした。また、周囲の道路は発令から30分も経たない頃には大渋滞になっておりました。お子様が小さい方やご老人の方は車に乗せて移動したいというのは皆様が考えるところですが、あの暑い中、幹線道路が全て詰まってしまっていて、車では移動が難しいということが現実的に展開されておりました。小川委員からもお話があつたように、防災について想定されていて、訓練もされてはいるのですが、実際に起こったときにそれが本当に有効なのかという点はとても弱いと感じました。沿岸部のエリアに住んでいる者として、どういう形で整備されていくって、本当に円滑に命を守るということが、皆様に伝わるかというのはとても重要だと思い、気にしているところです。

高見沢会長

ありがとうございました。本編もほぼ形になってきていますので、よく見ていただき、この部分が弱いと感じることが具体的にありましたら、またお伝えいただければと思います。

秋元委員、ご発言があればよろしくお願ひします。

秋元委員

全部しっかりと見ることができないので、もしかしたら、中に書いてあることかもしれません、「自立するネットワーク都市」と言っているだけあって、交通というものがとても重要になっていくと思います。そこで、健康と文化の森の周辺でいずみ野線の延伸計画があり、現在は滞って計画があまり進んでいないところがあると思うのですが、今後どう進めていくのか、課題などがあまり分かりませんでした。ネットワークといつても、どうつながるのか、村岡新駅の周辺の道についても、狭い道があると思うのですが、そういったところがどうなるかもあまり分からなかつたので、もう少し具体的なことが書ければ良いのではないかと思いました。

高見沢会長

ありがとうございます。いずみ野線について、今回の都市マスタープランでどう捉えているかなど、何か補足があればお願ひします。

事務局

いずみ野線につきましては、延伸の実現に向けて取り組んでいるところではございます。現状、いつ実現するかというところまで至っておりませんが、今後につきましても、重要な交通の軸であると捉えておりま

すので、実現に向けて取り組んでいけるよう、都市マスタープランでもしっかりと位置づけていきたいと思っております。

稻垣委員

説明いただいた資料の45ページに「進行管理と計画・事業の評価の仕組みづくり」とあり、この「総合的な指標の設定」の中のそれぞれの指標が全体の方針を踏まえた指標ではないのかもしれませんが、私が専門としている都市防災に関わる4番でいくと「道路整備率」と「住宅の耐震化率」という2つが挙げられています。これらについて、もう少し幅広く指標を設定して、今後の方向性を考える指針にすると良いのではないかと思いました。例えば「ハザードの曝露人口がどうなっているか」や、気候変動の話も語られているので「雨水浸透施設がどう整備されているのか」など、そういった指標も含めつつ、全体のプロセスを見ていくことも必要なではないかと思いました。ここで語られているのは、主要なプロジェクトのことに関してのみなのかもしれません、あえて広めに様々な指標を見ながら検討する建て付けがあっても良いと感じました。以上です。

高見沢会長

その点も踏まえて、進めていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

金井委員

久しぶりなので、皆様の議論についていけていないかもしませんが、「13地区プラン」について、例えば、35ページの共通方針における道路の方針の「(2) 生活道路」には「幹線道路に連絡する主要な生活道路等の整備」や「商業地や地区の様々な資源に繋がる道路では楽しみながら歩けるみちづくり」など、その下の「(3) 公共交通」もそうですが、ある程度中域、広域の移動をスムーズにできるというような方向性があります。また、歩くということに関しては、中心市街地や資源につながる道路ということで、資源がどの程度の広がりを持つのかは分かりませんが、レジャーや観光のことを考えているように感じました。一方、13地区的「地区プラン」を見ると、「安心して家の周りを歩ける」というようなことが半分ぐらいの地区で挙がっています。しっかりと考へていてのかもしれません、何かギャップがあるような感じがして、気になりました。

また、似たようなことですが、進行管理の部分について、46ページやほかのところで「多様性」や「国際化」を強調しているのですが、その割に、外国人住民比率などが出ていないと思いました。外国人住民などをカバーしているのはどこかと思うと、資料2-2の120ページにある、市民活動団体の内訳の図の中心あたりにある、人権、平和、国際協力といった部分くらいで、あまり見つけられませんでした。この辺り

も、総論と各論のギャップがある気がしたので、少し気になりました。
以上です。

高見沢会長 そのような観点も踏まえて、詰めていただければと思います。この段階では、練られたところまで至っていないので、行ったり来たりしながら、洗練されていくのではないかと思います。よろしくお願ひします。

途中で打ち切るようで大変申し訳ありませんが、時間が迫ってまいりましたので、今日の議論はこれまでにしたいと思います。

÷ ÷

高見沢会長 それでは、「その他」ということで、委員の皆様からご意見、ご要望などがございましたら、ご発言ください。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局にマイクをお返しします。ご協力ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。

事務局から1点ございまして、次回、第193回藤沢市都市計画審議会の開催につきましては、令和7年11月28日金曜日の午前10時から、こちらと違う会議室ですが、1階上の藤沢市本庁舎6-1会議室で開催を予定しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、閉会に当たりまして、計画建築部長からご挨拶を申し上げます。

三上部長 本日も長時間にわたりましてご審議をいただき、ありがとうございました。

生産緑地地区の関係も含め、総合的に、また、多角的にご意見をいただいたところと感じています。これから、事務局でもそれぞれのご意見を吟味しながら、検討を進めていきたいと考えております。

それでは、これをもちまして第192回藤沢市都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時59分 閉会